

大分市廃棄物処理施設使用料の改定について

平成24年5月

大分市環境部清掃施設課

1 一般廃棄物処理施設使用料の見直しについて

市民及び事業者が本市の一般廃棄物処理施設にごみを持ち込む際には、大分市廃棄物処理施設条例第5条に基づきその重量により廃棄物処理施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収していますが、この度その使用料について見直しを行うこととしております。

区分	現行		⇒	改定内容
	100kg 以内	20kg ごとに (100kg を超える場合)		
事業系 ごみ	800円	160円を加算	⇒	ごみ処分原価の 50%を基準に見直し
家庭 ごみ	350円 (50kg 未満無料)	70円を加算	⇒	・家庭ごみ有料化手数料の額を 基準に見直し ・50kg 未満の有料化

なお、使用料の対象となる施設は福宗環境センター（清掃工場・リサイクルプラザ・鬼崎埋立場）並びに佐野清掃センター（清掃工場・埋立場）となります。

また、実施時期は家庭ごみ有料化と同時期が適当であると考えます。

2 使用料見直しの考え方

（1）事業系ごみ

①前回の使用料の改定及び負担割合について

事業系ごみの処理は、事業者責任の原則により事業者自らが処理を行なうことが基本であることから、処理に係る経費として事業者にごみ処分原価（焼却、破碎及び埋立に要した、人件費、物件費、減価償却費、公債利子等の費用を処分量で除したもの）に対する応分の負担を求めるという趣旨により、事業系ごみの搬入時に廃棄物処理施設使用料を徴収しています。

現行の事業系ごみの使用料は平成16年度に改定されたものですが、改定当時に大分県内、九州内県庁所在地及び中核市の各市のごみ処分原価に対する使用料の割合を調査したところ、平均して可燃ごみは64.0%、不燃ごみは59.0%であり、これを基に本市における使用料の算定基準を直近5年間の平均ごみ処分原価の50%と設定した経緯があります。

②現行の使用料の他都市との比較

現行の事業系ごみ使用料は、1トンあたり8,000円となっていますが、この金額を大分県内、九州内の政令指定都市及び県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると下記のとおりとなっています。

県内の市（由布、臼杵、竹田を除く）	11市のうち高い方から5番目 平均 6,801円
九州内の政令指定都市及び県庁所在地	10市のうち高い方から6番目 平均 9,315円
中核市	40市のうち高い方から32番目 平均11,473円

大分県内では平均より若干高くなっていますが、比較的人口規模の大きく、本市と隣接する別府市は10,000円、中津市では10,500円、佐伯市でも10,000円となっており、県内の人口規模の大きい市の中では低額で設定されています。また、九州内及び中核市と比較すると、いずれも平均よりも低い料金設定となっています。

③今回の使用料改定理由

これまで大分市は、あわせ産業廃棄物の受入れ廃止等の様々なごみ減量・リサイクルに関する施策を展開し、市民・事業者の皆様との協働により取り組んできましたが、平成19年度以降の施設へのごみ搬入量に大きな変化はなく、停滞した状況が続いています。このようなことから、今後更なる事業系ごみの排出抑制を推進するとともに、生ごみや紙等の一般廃棄物のリサイクルを推進するため、家庭ごみ有料化にあわせて事業系ごみの使用料についても見直す必要があると考えます。

事業系ごみの使用料は、前回の改定から8年が経過しましたが、その間に12分

別の導入やあわせ産業廃棄物の受入れ廃止をはじめとするごみ減量・リサイクルの推進によるごみ処分量の減少等に伴い、直近の過去5年間（平成18～22年度）の平均ごみ処分原価（25,557円）と改定当時の過去5年間（平成10～14年度）の平均ごみ処分原価（17,231円）とを比較すると約48%上昇しています。その結果、現行使用料では、排出事業者はごみ処分原価の約31%しか負担していない状況となっています。

このようなことから、

ア) 更なる事業系ごみの減量・リサイクルを図る。

イ) 使用料を「適正な使用料」の額に近づける。

という理由で、使用料の改定が必要と考えます。

なお、実施時期については家庭ごみ有料化と同時実施が適当であると考えます。

④今回の適正な使用料についての考え方

現行使用料の算定基準は、平成15年度第1回清掃事業審議会の答申により、他都市の状況を基に過去5年間の平均ごみ処分原価の50%と設定しています。

今回の改定においても、前回の算定基準を踏襲しますが、減価償却期間の満了等により平成19年度から平成22年度までのごみ処分原価が逡減している状況の中で、算定の期間をこれまでどおりの過去5年間とすることの妥当性等を検討の上、額を決定することが必要であると考えます。

なお、具体的な額の算定は直近の平成23年度のごみ処分原価が確定する平成24年9月頃と考えております。

(2) 家庭ごみ

①前回の使用料の改定及び負担割合について

家庭ごみを直接ごみ処理施設へ持ち込む場合は、通常のステーション回収では対応できない一時的多量ごみや家具等の粗大ごみを搬入することが多く、処理にかかる経費がかさむことが考えられます。したがって、費用負担の公平性の観点から、排出者に相応の負担を求めるということで、現行は搬入量が50kg以上のときに使用料を徴収しています。

平成16年の事業系ごみ使用料の改定時には、家庭ごみ使用料については家庭ごみ有料化の導入を検討するとしていたことから、不燃物処理施設使用料の改定を除

き、抜本的な改定を見送った経緯があり、平成6年以降現在まで18年間料金が据え置かれている状況です。

平成6年当時は家庭ごみと事業系ごみの使用料は同額であり、ごみ処分原価の35%と設定し、段階的措置として可燃ごみを処分原価の28%、不燃ごみを処分原価の26%として使用料を設定しました。

②現行の使用料の他都市との比較

現行の家庭ごみ使用料は、1トンあたり3,500円となっていますが、この金額を大分県内、九州内の政令指定都市及び県庁所在地、さらに全国の中核市と比較すると下記のとおりとなっています。

県内の市（由布、臼杵、竹田を除く）	11市のうち高い方から5番目 平均3,171円
九州内の政令指定都市及び県庁所在地	10市のうち高い方から7番目 平均6,700円
中核市（焼却施設）	32市のうち高い方から30番目 平均8,854円
（不燃物処理施設）	33市のうち高い方から30番目 平均8,604円

事業系ごみの使用料と同様に、大分県内では平均より若干高めですが、比較的人口規模の大きく、本市と隣接する別府市は4,500円、中津市では6,300円、佐伯市でも4,600円となっており、県内の人口規模の大きい市の中では低額で設定されています。また、九州内及び中核市平均と比べると大幅に低額となっています。

また、本市では50kg未満の持ち込みは無料としていますが、家庭ごみの有料化を実施している大分県内、九州内の政令指定都市及び県庁所在地並びに全国の中核市21市のうち、一定量まで無料としているのは3市のみとなっています。

③今回の使用料改定理由

家庭ごみ有料化が実施されることになれば、持ち込みされるごみについても同じ家庭ごみとして、有料化の手数料の額と使用料との整合性を図る必要があると考え

ます。また、現行は50kg未満を無料としていますが、ごみ有料化において、対象外とされる品目を除くすべての家庭ごみが手数料の対象とされれば、施設に持ち込まれる家庭ごみについても量に関わらず有料とるように見直す必要があります。

これらのことから、

ア) 更なるごみ減量・リサイクルを図る。

イ) 家庭ごみ有料化との整合性を図る。

という理由で、使用料を改定すべきと考えます。

実施時期については、家庭ごみ有料化と同時実施が適当であると考えております。

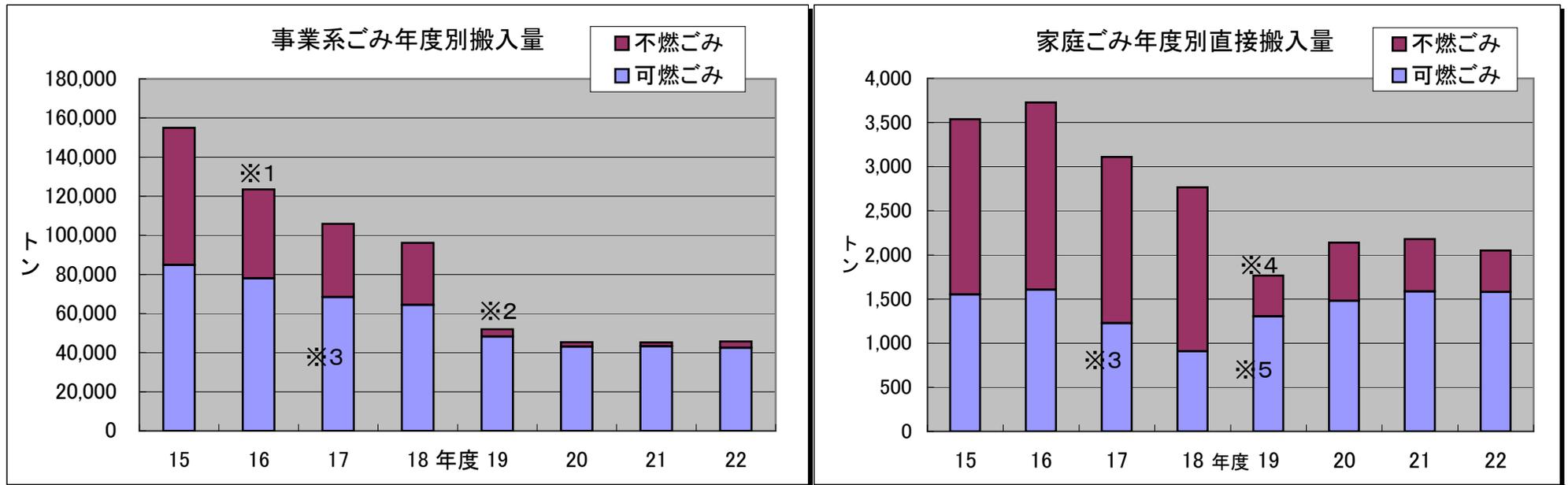
④今回の適正な使用料についての考え方

ごみ有料化が実施されることとなれば、今回の改定での適正な使用料の額及び料金体系については、ごみ有料化手数料の額を基準にして使用料を検討することが妥当であると考えます。

また、50kg未満のごみを有料化し、20kgごとに料金を加算することが考えられます。

資料編

1. 直接搬入ごみ量



単位:トン

年度	事業系			家庭			合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	可燃ごみ	不燃ごみ	合計	
15	84,857	70,136	154,993	1,550	1,987	3,537	158,530
16	78,012	45,542	123,554	1,605	2,121	3,726	127,280
17	68,379	37,487	105,866	1,226	1,885	3,111	108,977
18	64,458	31,700	96,158	908	1,858	2,766	98,924
19	48,149	3,754	51,903	1,304	462	1,766	53,669
20	43,083	2,285	45,368	1,479	659	2,138	47,506
21	43,253	2,034	45,287	1,585	594	2,179	47,466
22	42,507	3,222	45,729	1,578	472	2,050	47,779

※1. 平成16年度に事業系ごみ施設使用料改定。

※2. 平成19年度からあわせ産廃の受入れを廃止。

※3. 平成17年8月からリサイクル可能な紙類の清掃工場への持込を禁止した。

※4. 平成19年度からリサイクルプラザの供用開始による12分別の開始。

※5. 平成19年度からプラスチック製容器包装を除くプラスチック製品を可燃ごみとした。

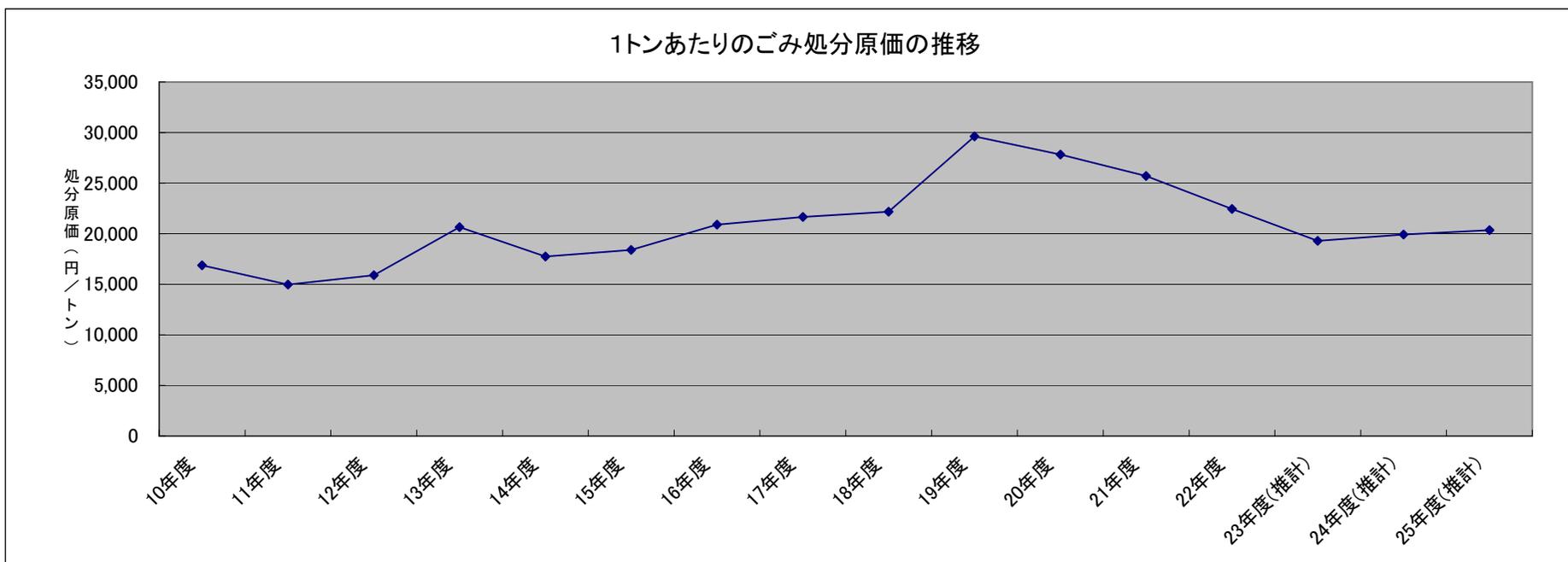
2. ごみ処分原価、ごみ処分量及びごみ処分原価に対する使用料の割合の推移

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
ごみ処分原価（単位：円／1トン）		16,881	14,980	15,896	20,648	17,750	18,391	20,900	21,671
ごみ処分量（単位：トン）		256,371	290,024	310,902	283,780	278,022	291,674	262,640	242,022
ごみ処分原価に対する使用料の割合 （単位：％）	家庭ごみ	平成15年度までの使用料は、可燃ごみと不燃ごみで別料金であり、家庭ごみと事業系ごみとで料金の区分はされていなかった。						16.75%	16.15%
	事業系ごみ							38.28%	36.92%
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度(推計)	平成24年度(推計)	平成25年度(推計)
ごみ処分原価（単位：円／1トン）		22,172	29,626	27,834	25,706	22,446	※1 19,300	※2 19,908	※2 20,341
ごみ処分量（単位：トン）		230,704	170,135	171,961	170,975	169,997	173,000	※3 171,214	※3 171,214
ごみ処分原価に対する使用料の割合 （単位：％）	家庭ごみ	15.79%	11.81%	12.57%	13.62%	15.59%	18.13%	17.58%	17.21%
	事業系ごみ	36.08%	27.00%	28.74%	31.12%	35.64%	41.45%	40.18%	39.33%

※1. 平成23年度のごみ処分原価については平成22年度のごみ処分原価をベースとし、減価償却費のみを推計値に置き換え算出した。

※2. 平成24年度及び平成25年度のごみ処分原価については平成22年度のごみ処分原価をベースとし、福宗清掃センター清掃工場長寿命化事業に伴う減価償却費のみを推計値に置き換え算出した。

※3. 平成24年度及び平成25年度のごみ処分量については平成19年度から平成23年度のごみ処分量の平均値とした。



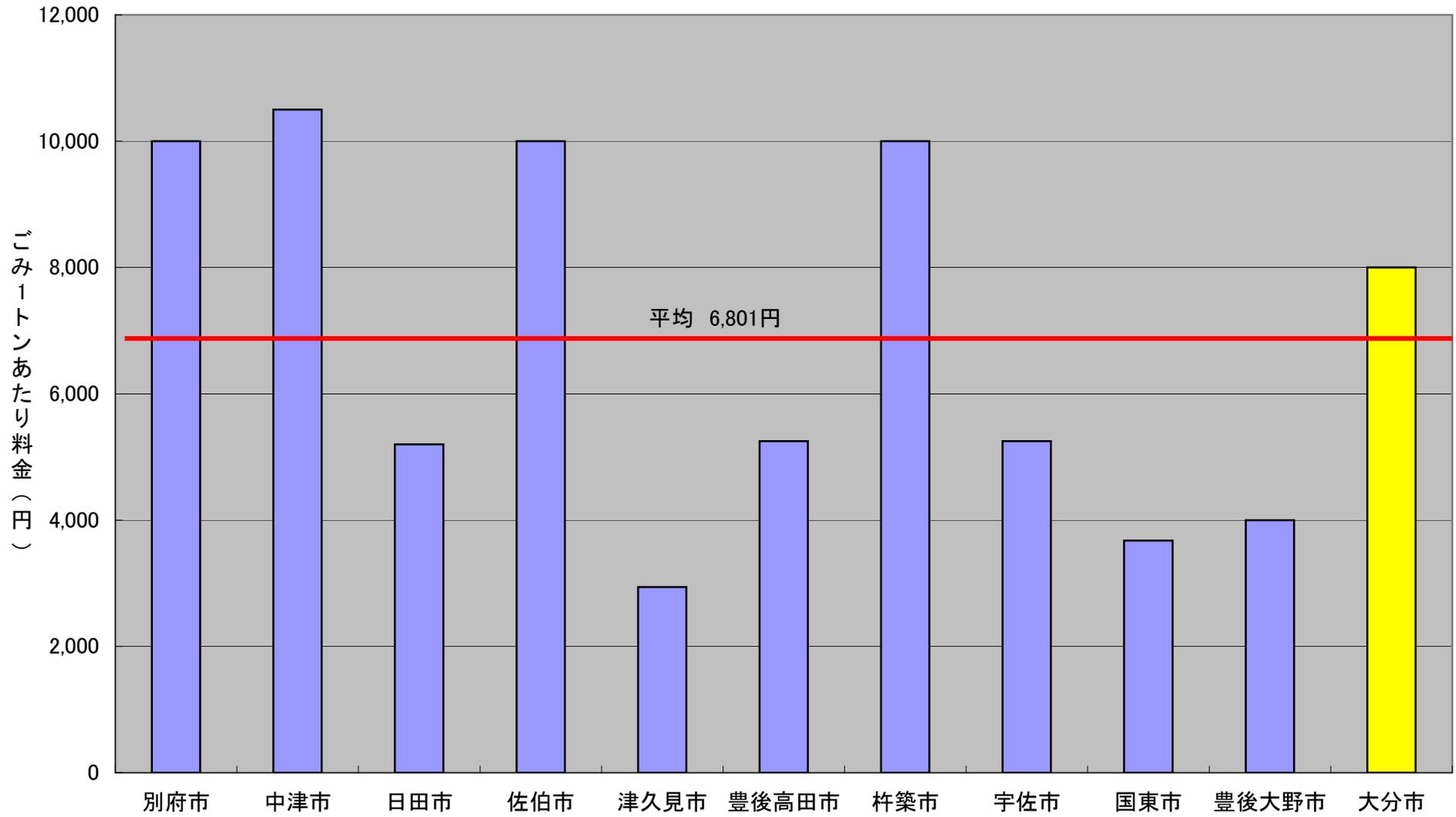
3. 他都市の使用料(自己搬入分)の状況

[県内市・九州県庁所在市・中核市、平成24年4月現在]

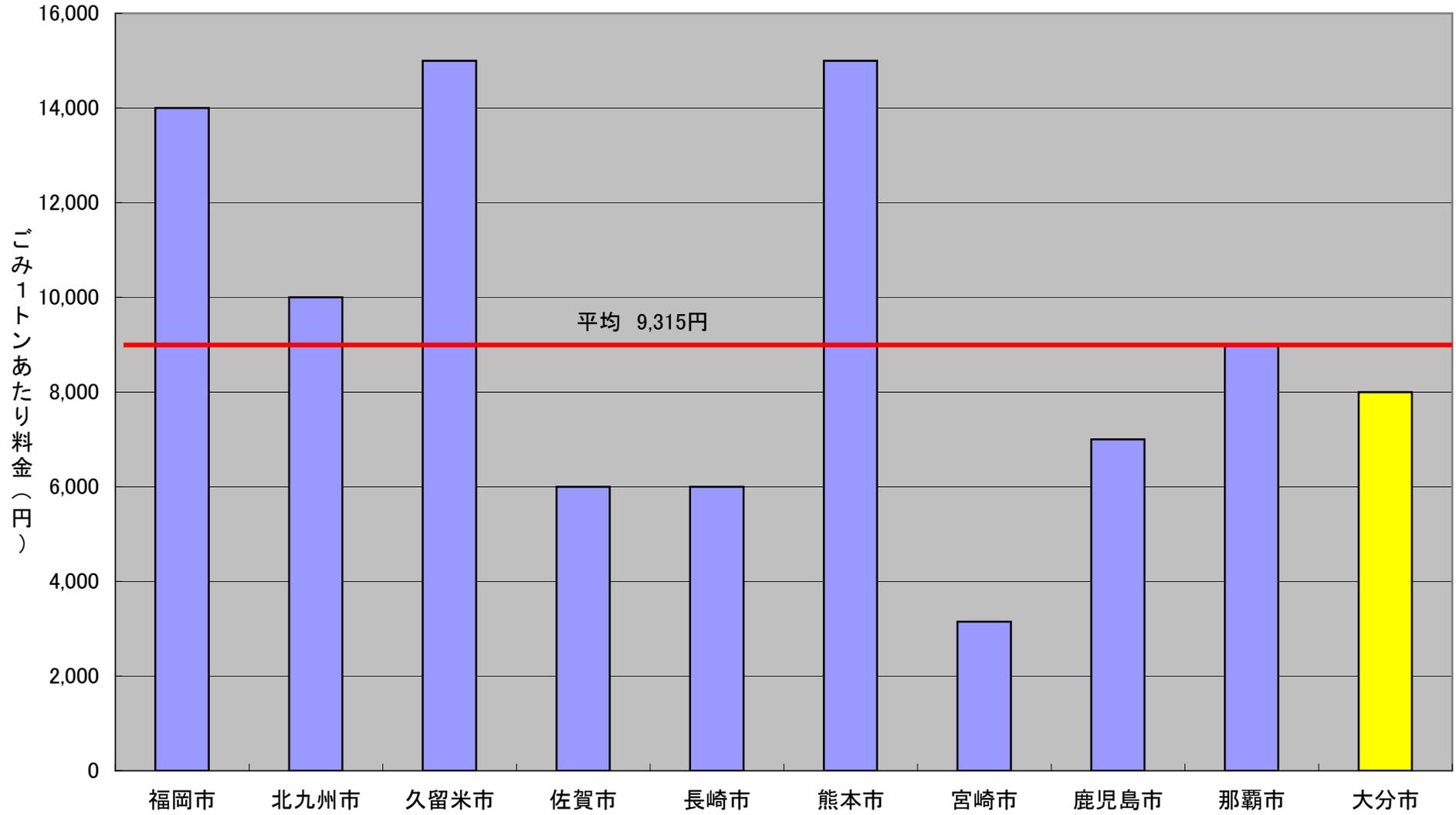
(単位:円/トン)

		焼却施設		不燃物処理施設			焼却施設		不燃物処理施設		
		家庭ごみ	事業系ごみ	家庭ごみ			家庭ごみ	事業系ごみ	家庭ごみ		
県内市	1	別府市	4,500	10,000	4,500	中核市	28	西宮市	0	9,000	粗大ごみのみ有料
	2	中津市	6,300	10,500	6,300		29	尼崎市	8,600	10,300	8,600
	3	日田市	2,600	5,200	—		30	姫路市	10,000	10,000	10,000
	4	佐伯市	4,600	10,000	4,600		31	東大阪市	9,000	9,000	9,000
	5	津久見市	1,100	2,940	1,100		32	高槻市	4,000	8,000	4,000
	6	豊後高田市	2,100	5,250	2,100		33	大津市	4,988	15,750	4,988
	7	杵築市	4,500	10,000	4,500		34	豊田市	6,000	10,000	3,000
	8	宇佐市	2,100	5,250	2,100		35	岡崎市	6,300	10,000	6,300
	9	国東市	1,580	3,675	1,580		36	豊橋市	0	10,000	0
	10	豊後大野市	2,000	4,000	2,000		37	岐阜市	0	0	品目ごとの料金
九州内政令指定都市	11	福岡市	14,000	14,000	14,000	38	長野市	13,000	13,000	16,000	
	12	北九州市	10,000	10,000	10,000	39	金沢市	8,400	8,400	5,600	
	13	久留米市	5,000	15,000	5,000	40	富山市	18,000	18,000	11,000	
	14	佐賀市	3,000	6,000	3,000	41	横須賀市	15,000	15,000	15,000	
	15	長崎市	6,000	6,000	6,000	42	柏市	18,900	18,900	18,900	
	16	熊本市	15,000	15,000	15,000	43	船橋市	0	21,000	粗大ごみのみ有料	
	17	宮崎市	2,100	3,150	2,100	44	川越市	5,000	17,000	5,000	
	18	鹿児島市	6,300	7,000	6,300	45	高崎市	15,750	15,750	15,750	
	19	那覇市	2,100	9,000	2,100	46	前橋市	14,400	18,000	14,400	
中核市	20	高知市	11,760	12,000	11,760	47	宇都宮市	0	21,600	0	
	21	松山市	12,000	12,000	12,000	48	いわき市	9,000	10,000	9,000	
	22	高松市	15,500	15,500	15,500	49	郡山市	5,250	10,500	5,250	
	23	下関市	5,000	5,000	5,000	50	秋田市	11,200	11,200	11,200	
	24	福山市	15,000	15,000	15,000	51	盛岡市	4,000	10,000	4,000	
	25	倉敷市	0	13,000	0	52	青森市	0	10,000	0	
	26	和歌山市	0	10,000	0	53	旭川市	持込不可	7,500	10,400	
	27	奈良市	5,400	10,000	5,400	54	函館市	2,520	3,360	2,520	
					55	大分市	3,500	8,000	3,500		
平均(無料、品目ごとを除く)							7,660	10,625	7,616		

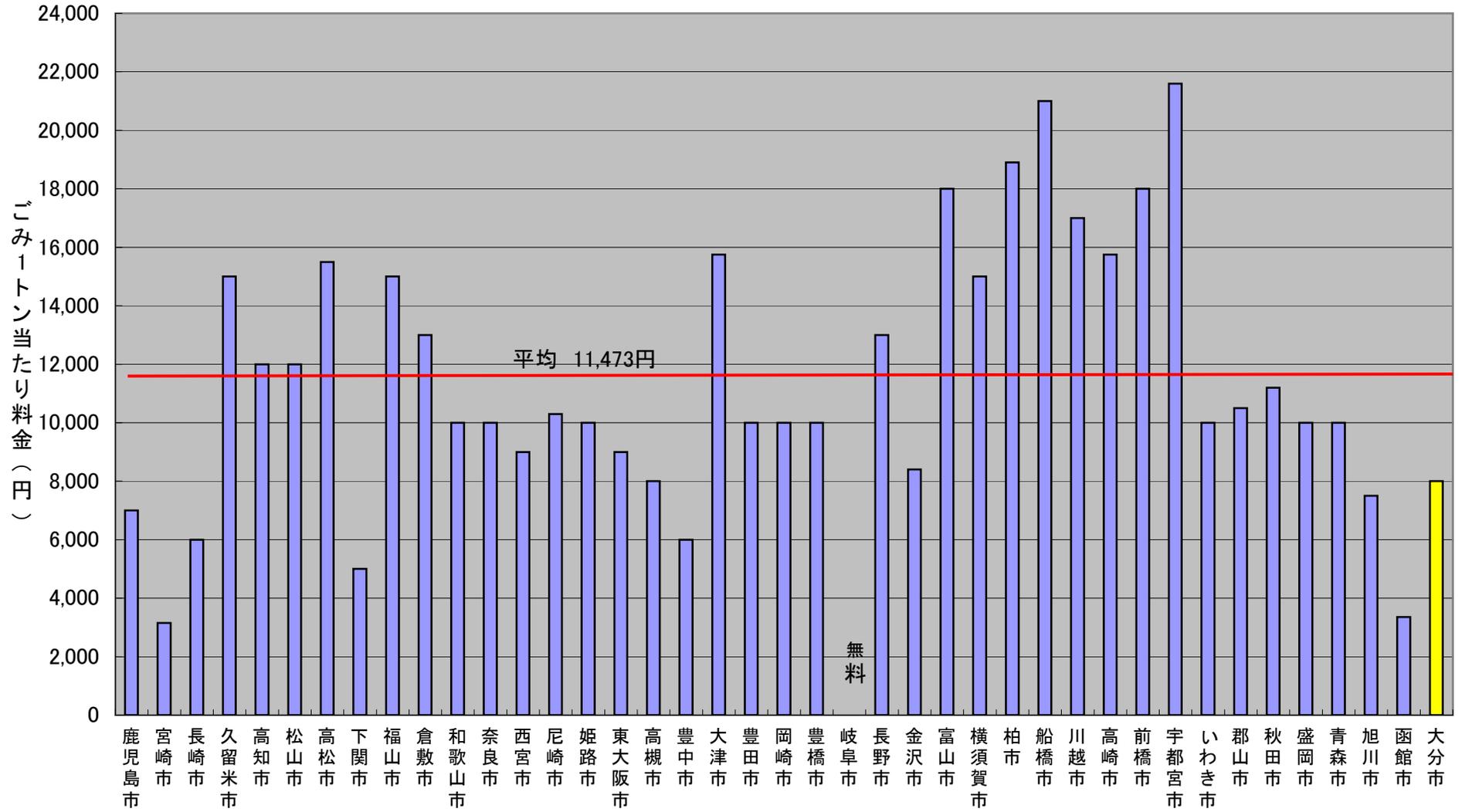
大分県内各市のごみ処理施設使用料(事業系)



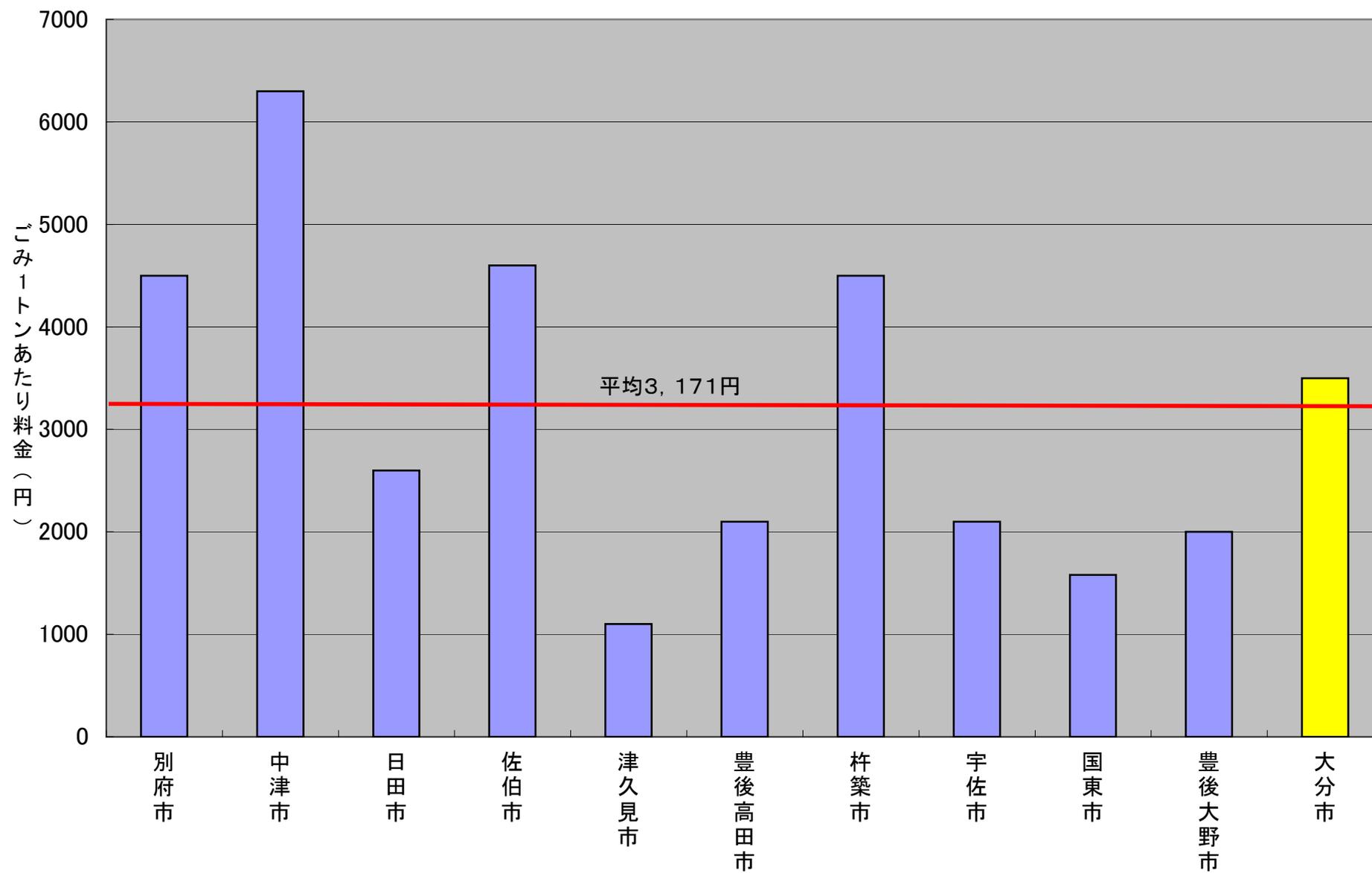
九州内県庁所在地及び政令市のごみ処理施設使用料(事業系)



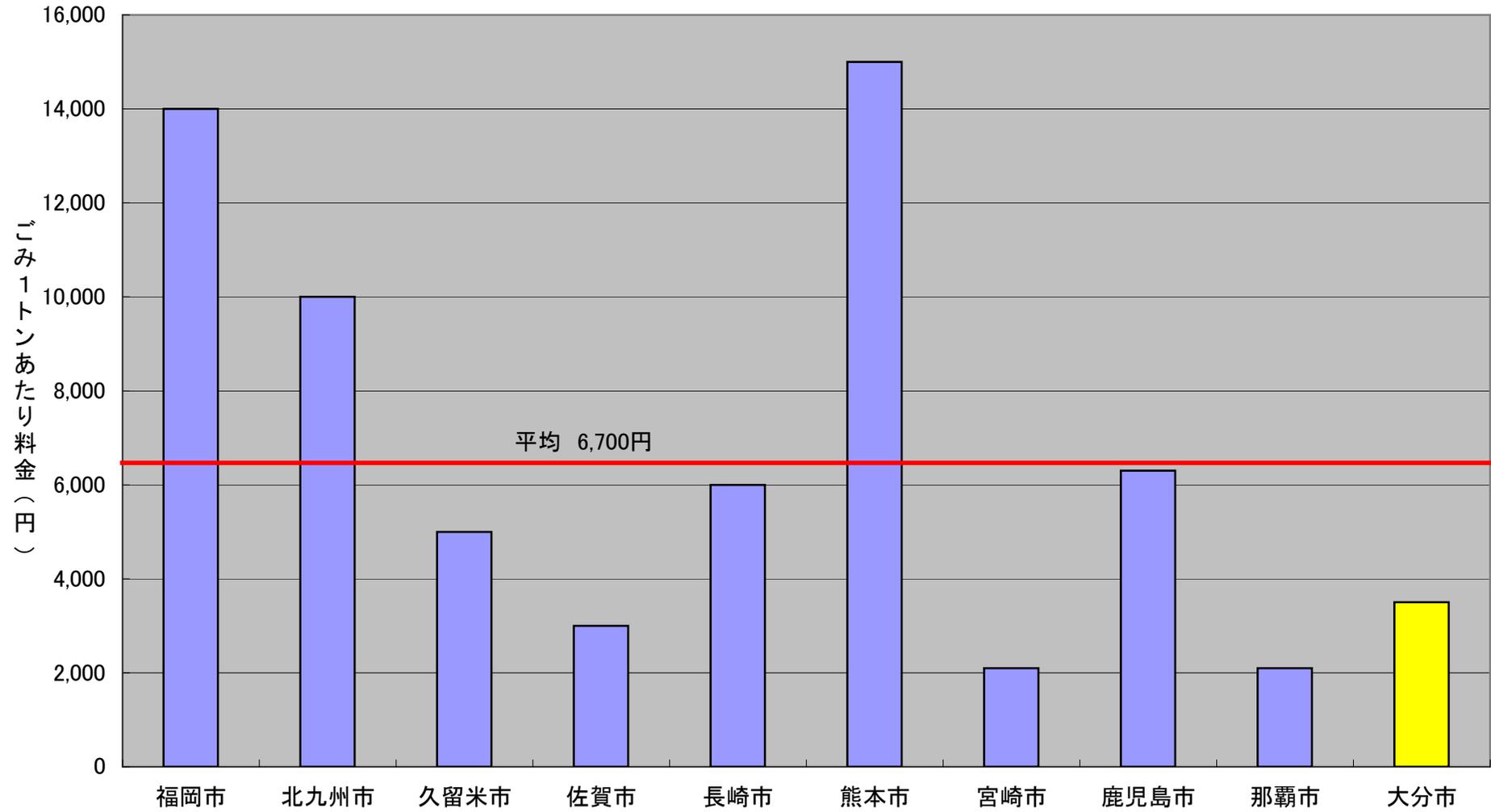
中核市ごみ処理施設使用料(事業系)



大分県内各市のごみ処理施設使用料(家庭)

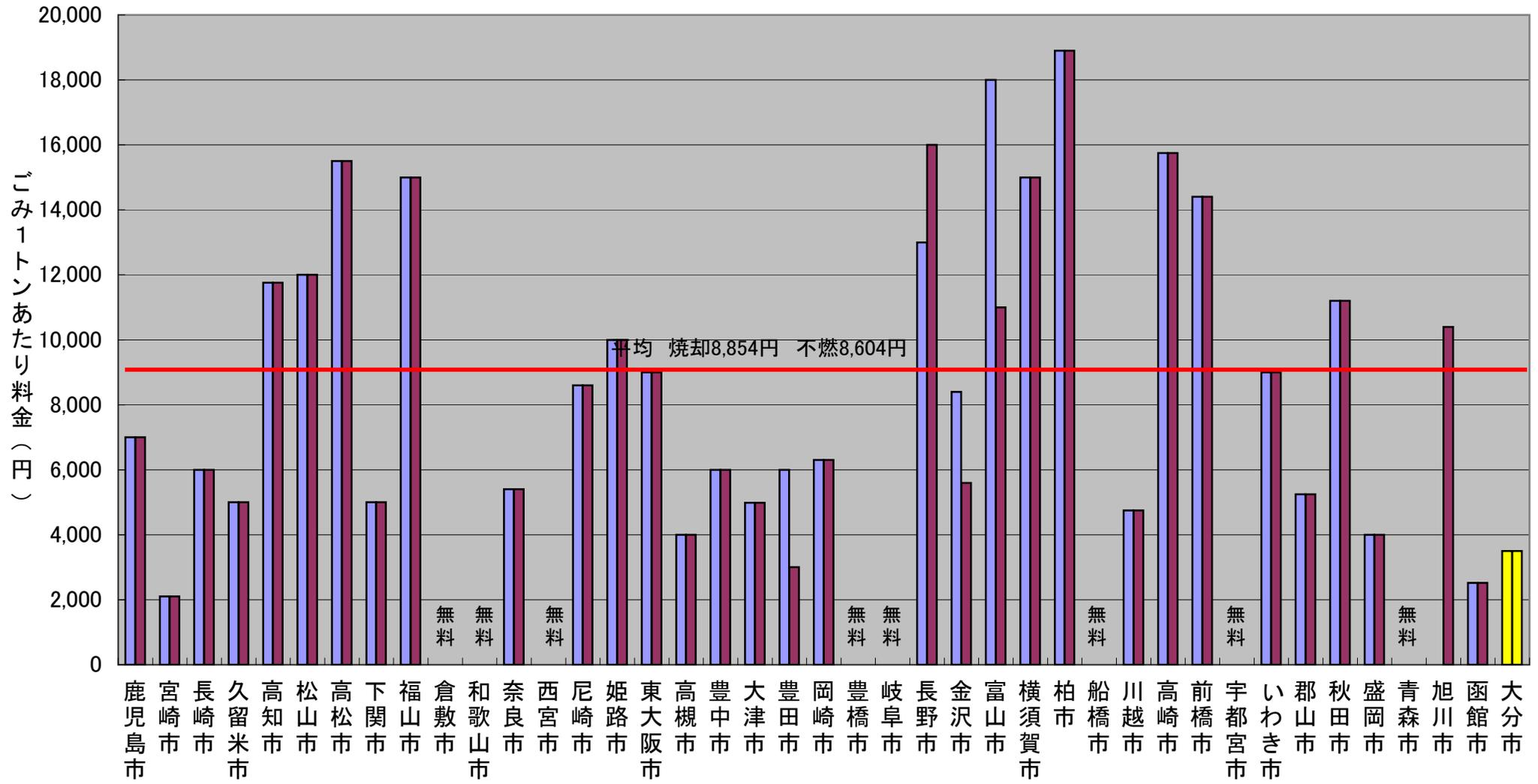


九州内の政令指定都市及び県庁所在地ごみ処理施設使用料一覧(家庭)



中核市ごみ処理施設使用料一覧(家庭)

■ 焼却施設
■ 不燃物処理施設



4. 民間の事業系一般廃棄物処理施設料金一覧

	木くず	竹	草	動植物性残さ
A社	10,000			
B社	12,000			
C社	8,000			
D社	12,000			
E社	12,000			
F社	12,000	20,000		
G社	15,000～20,000			
H社	10,000		10,000	
I社				9,000
J社				8,000～30,000
K社				その都度決定

5. 大分市廃棄物処理施設使用料の推移

		昭和47年4月1日施行	昭和51年4月1日施行	昭和55年4月1日施行	昭和61年9月1日施行				
使用料徴収の対象		事業系ごみ	事業系ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ				
可燃ごみ	産業廃棄物	貨物自動車4ト積以上 1回 1,500円 " 2ト積以上 1回 1,000円 " 2ト積未満 1回 500円	100kg 100円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと(20kg未満は20kgとみなす)に20円を加算	100kg 200円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと(20kg未満は20kgとみなす)に40円を加算	改定なし				
	一般廃棄物	貨物自動車4ト積以上 1回 80円 " 2ト積以上 1回 50円 " 2ト積未満 1回 30円							
	犬、猫の死体 一体につき 20円					犬、猫の死体 一体につき 100円	犬、猫の死体 一体につき 300円	改定なし	
	不燃ごみ	産業廃棄物				貨物自動車4ト積以上 1回 600円 " 2ト積以上 1回 400円 " 2ト積未満 1回 200円	最大積載量 2,000kg未満 400円 " 2,000kg以上 4,000kg未満 800円 " 4,000kg以上 1,200円	1,000kg未満 500円 1,000kg以上 2,000kg未満 1,000円 2,000kg以上 4,000kg未満 2,000円 4,000kg以上 6,000kg未満 3,500円 6,000kg以上 8,000kg未満 5,000円 8,000kg以上 10,000kg未満 6,500円 10,000kg以上 8,000円	500kg 250円 500kgを超えるときは、その超える20kgごと(20kg未満は20kgとみなす)に20円を加算
		一般廃棄物				無料			
		主な改正点				<ul style="list-style-type: none"> 可燃物について単位を車輛の積載量から計量機による従量制に切替えた。 産業廃棄物と一般廃棄物の料金体系を同じにした。 可燃物・不燃物の料金を100%引き上げた。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物を有料にした。 可燃物の料金を100%引き上げ、不燃物については、一部適用区分の変更をし、料金を150~200%引き上げた。 	不燃物について単位を車輛の積載量から計量機による従量制に切替えた。	
1トン当たりの使用料		可燃ごみ	500円	1,000円	2,000円	2,000円			
	不燃ごみ	200円	400円	1,000円	750円				

		平成4年4月1日施行	平成6年4月1日施行	平成9年4月1日施行	平成16年4月1日施行	
使用料徴収の対象		事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	事業系ごみ、家庭ごみ	
可燃ごみ		100kg 206円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に41円を加算	100kg 350円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に70円を加算	改定なし	可燃ごみ、不燃ごみ共通	事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物（事業系ごみ） 100kg 800円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に160円を加算
		犬、猫の死体 一体につき 300円	犬、猫の死体 一体につき 500円	犬、猫の死体 一体につき 510円		犬、猫の死体 改定なし
不燃ごみ		500kg 257円 500kgを超えるときは、その超える40kgごと（40kg未満は40kgとみなす）に41円を加算	100kg 200円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に40円を加算	改定なし		一般家庭から生じた多量の廃棄物（家庭ごみ） 100kg 350円 100kgを超えるときは、その超える20kgごと（20kg未満は20kgとみなす）に70円を加算
主な改正点		・消費税分（3%）を転嫁	・可燃ごみを約70%、不燃ごみを約250%引き上げた。	・消費税分（5%）を転嫁	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃ごみと不燃ごみの料金を同額とし、事業系ごみと家庭ごみで料金を区分した。 ・事業系ごみの可燃ごみ料金を約2.3倍、不燃ごみ料金を約4倍値上げした。 ・家庭ごみは不燃ごみを可燃ごみの料金にあわせた。 	
1トン当たりの使用料	可燃ごみ	2,050円	3,500円	3,500円	事業系ごみ	8,000円
	不燃ごみ	790円	2,000円	2,000円	家庭ごみ	3,500円